

契約監視委員会規程を次のように定める。

平成29年12月12日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 契約監視委員会規程

### (設置)

第1条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定。次条において「総務大臣決定」という。)に基づき、組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定により、機構に契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (委員会の役割)

第2条 委員会は、総務大臣決定に基づき、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行う。

2 委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)に基づき、発注した建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容について、案件を抽出して、その内容の審査及び意見の具申等を行う。

3 委員会は、前2項以外の契約監視に関する事項について、必要があると認めた場合には、これを審議することができる。

### (組織及び委員の委嘱)

第3条 委員会は、5名の契約監視委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員のうち2名については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条第2項により任命された監事とする。

3 前項に規定する委員以外の委員は、中立かつ公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する第三者のうちから、文部科学大臣の了解を得て理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前委員の任期の残存期間とする。

### (委員会の運営)

第4条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出する。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、特に理事長が必要と認めるときは、理事長は委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(審議概要の公表)

第5条 委員会は、審議の概要を公表するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、検査室において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決するところによる。

附 則

この規程は、平成29年12月12日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。